

横浜市放課後キッズクラブに入るときに読んでください

1 放課後 キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、放課後（学校が終わったあと）に、小学校を使って、子どもたちの面倒を見る制度です。令和2年度（※年度とは4月1日から来年の3月31日のことです）は横浜市のぜんぶの小学校にあります。

2つの目的があります。

①「遊ぶ場所」です。子どもはみんな使えます。お金は0円です。

②「遊ぶ場所」と「生活する場所」です。留守家庭児童（学校から家に帰ったときに、家族が仕事などでいない子ども）が使えます。

2 放課後 キッズクラブが開いている日について

放課後キッズクラブは、月曜日から土曜日まで開いています。

日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は休みです。

放課後キッズクラブを閉めなければいけない日や、使う人がいないときは、休みになります。使える時間が短くなるときもあります。

また、使うことができる日や時間は、利用区分でちがいます。

3 放課後 キッズクラブの利用区分について

使うときの区分は2つあります。

①「わくわく」区分：遊ぶ場所として使う

②「すくすく」区分：留守家庭児童が遊ぶ場所と生活する場所として使う

「すくすく」区分は、午後5時まで使う「すくすく（ゆうやけ）」と、午後7時まで使う「すくすく（ほしづら）」があります。

それぞれの利用区分（使うときの）のちがいは、下の表を見てください。

利用目的（どのように使うのか？）を考えて、選んでください。

利用区分	わくわく 【区分1】	すくすく【区分2】	
		ゆうやけ【A】	ほしづら【B】
利用目的	遊び場所	遊び場所+生活する場所	
登録条件 (使うことができる人)	・放課後キッズクラブがある小学校や義務教育学校前期課程に通っている子ども。 ・放課後キッズクラブがある小学校や義務教育学校の近くに住んでいて、ほかの学校（国立小学校、私立小学校）に通っている子ども。	—	留守家庭児童等※であること
	—		留守家庭児童等※であること
利用時間 (使うことができる時間)	平日	放課後から <u>午後4時まで</u>	放課後から <u>午後5時まで</u> 放課後から <u>午後7時まで</u>
	土曜日	なし ※プログラムがある日は プログラムに参加できます	午前8時30分から <u>午後5時まで</u> 午前8時30分から <u>午後7時まで</u>
	学校が休みの日 (日曜日、祝日、 学校が長い休み の日など)	1日のうち2時間（放課後キッズクラブによって ちがいます）	午前8時から <u>午後5時まで</u> 午前8時から <u>午後7時まで</u>
利用料 (使うことができる料金、払うお金)	1か月に はらうお金 (1月～6月、9月 ～12月)	0円	2,000円+ おやつのお金 5,000円+ おやつのお金
	1か月に はらうお金 (7月、8月)	0円	2,500円+ おやつのお金 5,500円+ おやつのお金
	1回使いたいとき	800円+おやつのお金	400円（午後5時より あとも使うとき） 減免あり（払うお金が安くなるときがあります） (P7を読んでください)
保険加入料 (保険に入るためのお金)	保険に入るためのお金が必要です。 1年間に、払うお金は800円より少ないです。 (放課後キッズクラブによってちがいます)		
定員 (使うことができる人の数)	なし	あり	

使うときに、 出す書類（紙）	利用申込書 ・利用申込書 ・留守家庭児童等であることの証明書 <u>※食べもののアレルギーのある子どもは 学校生活管理指導表（コピー）を必ず出してください。</u>
---------------------------	--

※留守家庭児童等とは、学校から家に帰ったときに、家族が仕事などでいない子どものことです。

4 わくわく【区分1】の利用について

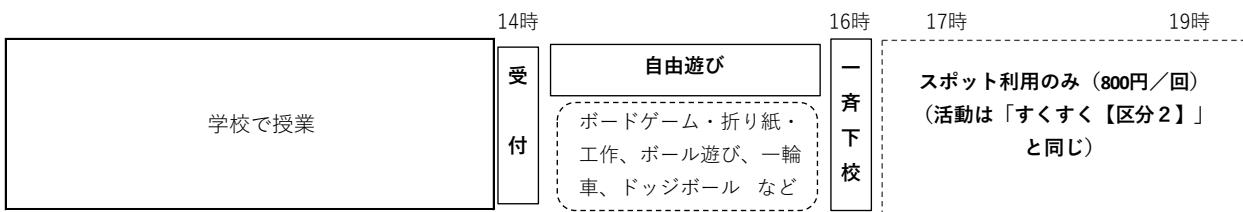
(1) 利用できる時間

平日（学校のある日）	放課後から午後4時
学校休業日（学校が休みの日）※	1日のうち2時間（放課後キッズクラブでちがいます）

※土曜日はスポット利用ができます。プログラムがある日はプログラムに参加できます。

(2) 一日の流れ（標準）

<平日（学校のある日）>

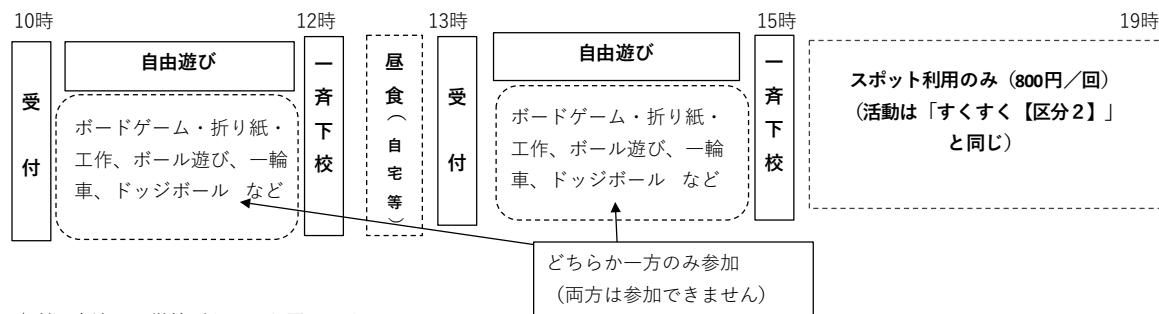


★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

<学校休業日（土曜日を除く）>

<学校休業日（土曜日除く）>



★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します（両方は参加できません）。

★わくわく区分のお子さんは、スポット利用の場合を除き、キッズクラブ内では昼食を食べられません。

※上の図は一例です。活動スケジュールや内容はちがうことがあります。

(3) 利用料金（使うときに、払うお金）について

わくわく【区分1】は0円（無料）です。※保険に必ず入ってください。

スポット利用について

スポット利用とは、わくわく【区分1】の子どもが、すぐすぐ【区分2】を使うことです。
保護者が家にいないときは午後7時まで使えます。
すぐすぐ【区分2A・B】の定員があいているときに使えます。スポット利用は、使う前に申込みを必ずしてください。1回使うと、800円の利用料とおやつのお金がかかります。スポット利用のときは、放課後キッズクラブの最終下校時刻に、保護者はお迎えに行かなくてもいいです。それより遅いときは、お迎えに行ってください。

(4) プログラム参加のとき（午後4時より遅い時間のとき）

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を良くするために、いろいろなプログラムがあります。
わくわく【区分1】の子どもが午後4時より遅い時間のプログラムに参加する時は、プログラムが終わる時間まで参加することになります。帰る時間について、子どもに確認してください。

- ※ プログラムに参加するときには、材料費（材料のためのお金）などのお金がかかるときがあります。
プログラムがある日や申込みなどのくわしい内容はキッズニュースなどでお知らせします。
- ※ スポット利用のときには、プログラムが終わった後も、放課後キッズクラブに子どもを預けることができます

(5) 非常時（外に出るのが危ないときなど）の利用制限について

警報が出ているときや、夏休み中の暑いとき、コロナウイルスが広がっているときで、外に出るのが危ないときは、わくわく【区分1】が使えないことがあります。

このようなときは、わくわく【区分1】が使えなくなる前に保護者の皆さんにお知らせします。

【コロナウイルスが広がらないようにやっていること】

放課後キッズクラブでは、横浜市が作った「横浜市放課後児童健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（子どもたちが放課後にいる場所でコロナウイルスが広がらないようにするために横浜市が決めたルール）を守っています。

5 すくすく【区分2A・B】の利用について

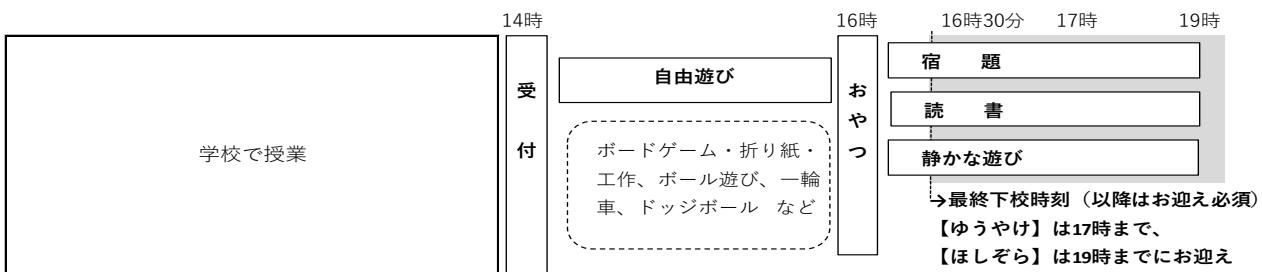
(1) 利用時間

	すくすく(ゆうやけ)【区分2A】※	すくすく(ほしざら)【区分2B】
平日	放課後から午後5時	放課後から午後7時
土曜日	午前8時30分から午後5時	午前8時30分から午後7時
学校休業日	午前8時00分から午後5時	午前8時00分から午後7時

※すくすく(ゆうやけ)【区分2A】は延長料(1回400円)を、払うと、午後5時から午後7時まで使うことができます。

(2) 一日の活動スケジュール

<平日(学校がある日)>



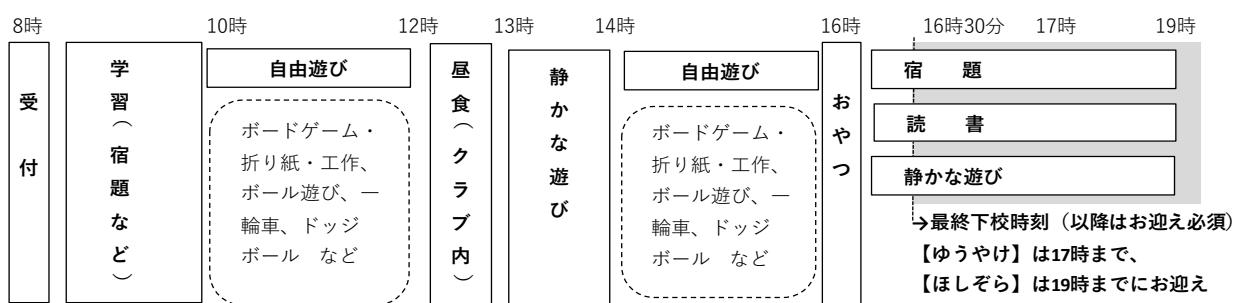
★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動をします。

★キッズクラブが設定する最終下校時刻(季節によって異なる)を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

<学校休業日>



★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。

※上の図は横浜市が示す一例です。活動スケジュールや内容はちがうことがあります。

(3) 利用料金について

すくすく【区分2A・B】は、「生活する場所（子どもが過ごす場所）」です。保護者は安心して子どもを預けることができます。保護者は子どもを育てるごとに働くことの両方ができます。すくすく【区分2A・B】を利用するときは料金を払います。利用料金はキッズクラブのために使います。

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】	すくすく（ほしざら）【区分2B】
利用料金（1ヶ月に払うお金）	2,000円	5,000円
延長料金（午後7時まで）	1回400円	—

※保険に入ってください。（利用料金とは別にお金を払います）

※すくすく【区分2】の利用料は、その月に使うことがなくても、払ってください。

※おやつのお金がかかります。

※プログラムに参加するときには、ざいりょうひ 材料費などのお金がかかるときがあります。

ないよう プログラムがある日や申込みなどのくわしい内容はキッズニュースなどでお知らせします。

※利用料金は放課後キッズクラブが決めた日にちまでに払ってください。

※すくすく【区分2A・B】の利用料には減免制度があります（P7を読んでください）。

りょうりょうげんめんせいど <すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について>

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく（ゆうやけ・ほしざら）【区分2A・B】を使うためのお金がないひとを助けています。1か月に払うお金が安くなります。

(1) 減免の対象となる人（払うお金が安くなる人）

①から③のどれかに当てはまる人が減免対象です。

①横浜市就学援助（子どもが学校に行けるように手助け）を受けている人

②生活保護世帯（生活保護を受けている家）の人

③市民税所得割非課税世帯（市民税や所得税を払わなくてよい家）の人

(2) 減免金額（安くなる値段）

減免額は1か月に2,500円より安いです。

（例）月額利用料（1か月に払うお金）（※）が2,000円のときは、減免後の利用料金は1か月に0円です

月額利用料（※）が5,000円のときは、減免後の利用料金は1か月に2,500円払います

※減免対象となるのは月額利用料だけです。おやつ代、材料代やプログラムの利用代など、わくわく【区分1】のスポット利用料（1回800円）、すくすく（ゆうやけ）【区分2A】の延長料（1回400円）と保険に払うお金はそのままです。

(3) 減免制度を使うときに気をつけること

・（4）に書いてある①から③のどれかに当てはまらなくなったとき（例：就学援助を受ける人ではなくなり、受給（お金をもらうこと）をやめたとき、結婚をして非課税世帯では無くなったときなど）は、すぐに「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を出してください。

・うそや悪いやり方で申請（申し込み）をして、減免を受けたときは、安くなる前の利用料を昔の分まで払わなければいけません。

減免を受けたいときは次のページの「(4)申請手続き」を読んでください。

(4) 申請手続き（申し込みのやり方）

減免を受けたいときは、下の表を読んでください。利用申込書の「V 減免利用について」欄を書いて、必要な書類（紙）を出してください。※提出書類（出す紙）や提出時期はその人によって変わります。

年度の途中で減免になって、利用を申し込んだ後に減免を受けたいときは提出書類を用意して、クラブに教えてください。

対象となる人	提出書類	提出時期
①就学 援助 を受けている人	<p>就学 援助 申請 の審査 結果 及び 支給 につい てのお知らせ 【コピー】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度途中から就学援助を受けるときは、それが必要になった月を教えてください（その月から減免になります）。 4月のはじめに申し込みをした人は、7月のおわり頃に学校から送られます。4月よりあとに払った利用料も減免されます。（減免のお金は後で返します※） 新入生の「入学 準備費」ではありません。 	学校からもらってすぐに出してください
②生活 保護 世帯 の人	<p>保護 証明書 【コピーはだめです】</p> <p>か生活 保護費 支給証 【コピー】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護証明書は、区役所 生活支援課 生活支援系の担当のケースワーカーにたのんでください。（お金は0円です） 	キッズクラブに申し込むときか減免を受けようとするとき
③市民税 所得割 非課税 世帯 の人	<p>次の書類のどれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民税・県民税課税（非課税）証明書【コピーはだめです】 区役所税務課でたのんでください（1枚300円がかかります）。 市民税・県民税税額決定・納税通知書【コピー】 <p>区役所に払っているときは、区役所から送られてきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与 所得 等 に 係る 市民税・県民税特別徴収 税額通知書【コピー】 <p>会社に払っているときは、会社でもらえます。</p> <p>※減免を受けようとする月によって、出す書類の年が変わります。放課後キッズクラブに聞いてください。</p> <p>※市民税所得割非課税世帯の証明書は一人ずつもらえます。家族の非課税を確かめます。家族みんなの証明書を出してください。</p>	キッズクラブに申し込むときか減免を受けようとするとき

※前の年度に、就学援助と利用料の減免を受けているときは、4月から書類を提出するまでの間は、前の年度と同じ値段のお金を払います。就学援助の審査が終わって、減免を受けられないときは足りないお金を払ってください。

かにゅう 6 保険への加入（入ること）について

放課後キッズクラブを使う人は、保険に入ります。けがや事故にあったときのためです。
 保険に入るためには、お金を払います。1年間に払うお金は800円（子ども1人のお金）より少ないです。
 放課後キッズクラブを申し込みときに、保険のお金を払ってください。
 1年間の保険のお金は、返すことができません。

7 利用申込みについて

放課後キッズクラブを使うときの申し込みは1年間（4月1日から来年の3月31日）です。4月から使いたいときは、下の表に書いてある日までに、必要な書類（紙）を放課後キッズクラブに出してください。
 5月よりあとから使うときは、使いたい月の前の月の放課後キッズクラブが決めた日までに必要な書類（紙）を出してください。

利用区分	申し込むときに必要なもの	ていしゅつしめきり 提出 締切（この日までに出してください） ※4月1日から使いはじめるとき	
		新しく2年生～ 6年生になる子ども	新しく1年生になる子ども
わくわく 【区分1】	りょうもうしこみしょ ・利用申込書 ほけんりょう ・保険料（1年間に、払うお金は800円より少ないです）		
すぐすぐ 【区分2A・B】	りょうもうしこみしょ ・利用申込書 ほけんりょう ・保険料（1年間に、払うお金は800円より少ないです） る すかていじどうとう しょうめい ・留守家庭児童等を証明する書類（紙）	放課後キッズクラブが決めた日まで	

※新しく1年生になる子どもが、わくわく【区分1】を使うときは、放課後キッズクラブが決めた日から使うことができます。

＜留守家庭児童等を証明する書類（紙）＞

すぐすぐ【区分2A・B】を申し込むときは、次の表に書いてある書類（紙）を出してください。子どもといっしょに住んでいる家族みんなの書類（紙）を出してください。書類（紙）を出さないと、すぐすぐ【区分2A・B】は使えません。

※保護者とは、子どものお父さん・お母さんなど、子どもの生活を守っている人のことです。

※兄弟や姉妹といっしょに、2人より多い数の子どもがすぐすぐ【区分2A・B】を申し込むときは、留守家庭児童等を証明する書類（紙）を1枚、出してください。（利用申込書は子ども1人1枚ずつ、出してください）。

ほごしゃ 保護者の状況	各種證明書等
かいしゃいん こうむいん 会社員、公務員など	
きんむよていしゅ 勤務予定者（仕事をする予定の人）	しゅうろう よてい しょうめいしょ <u>就労（予定）證明書</u>
しゅっさん 出産や子育てのため仕事を休んでいる人	
じえいぎょう 自営業（自分で仕事をしている人）	じえいぎょうじゅうじしゃとうしんこくしょ <u>自営業従事者等申告書</u>
病気の人 かんこ かいごちゅう 看護・介護中の人（病気・ケガの人や老人のめんどり 面倒をみている人）	びょうき しょうがいとうしんこくしょ <u>病気・障害等申告書（※1）</u> ※病院の診断書などをいっしょに出してください。
しようがい 障害のある人（身体の不自由な人）	びょうき しょうがいとうしんこくしょ <u>病気・障害等申告書</u> ※身体障害者手帳などをいっしょに出してください。
仕事を探している人	きゅうしょくかつどうしんこくしょ <u>求職活動申告書（※2）</u>
学校に通っている人（中学生、高校生は入りません）	がくせいしょう ざいがくしょうめいしょ <u>学生証のコピーか在学證明書</u>
じしん こうすい 地震や洪水、強い風、火事などで困っている人	りさいしょうめいしょ <u>罹災證明書※</u> ※罹災證明書は次のところでもらえます。 じしん くわくしょ 地震で家がこわれたとき…区役所 地震のときの火事、火事、洪水や風で家が壊れたとき…消防署

- ※1 病気・障害等申告書の「出産」は、赤ちゃんが生まれる（予定）日より8週間前の日の月の最初の日から、赤ちゃんが生まれた日の8週間後の日の次の日の月の最後の日までです。
 [多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんが同じときにお腹にいること）のときは、赤ちゃんが生まれる（予定）日の前は14週間とその後は8週間です]
- ※2 仕事を探しているときに、すくすく【区分2A・B】に登録ができるのは、登録日から3か月です。仕事が決まったら、すぐに就労（予定）証明書を出してください。求職活動申告書を続けて出すことや登録を伸ばすことはできません。

8 利用の決定（使うことができるかどうか）について

利用申込書に書いた利用開始希望日（使いたい日）から使うことができます。

利用申込書にわからないことがあったときや、うそを書いたときは、すくすく【区分2A・B】を使うことができません。そのときは、放課後キッズクラブの人から連絡があります。

9 新しく1年生になる子どもがはじめて使うとき

新しく1年生になる子どもが使えるようになる日（はじめて使う日）は、申し込んだ区分によってちがいます。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分1】	放課後キッズクラブが決めた日から使えます。 スポット利用（利用料800円+おやつのお金）のときは、4月1日から使うことができます。
すくすく【区分2A・B】	4月1日から使うことができます。

<新しく1年生になる子どもが、使うときに気をつけること>

新しく1年生になる子どもが、4月1日からわくわく【区分1】が使えるようになる日までの間に、放課後キッズクラブを利用するときは、次のことに協力してください。

- ① 放課後キッズクラブに来るときと帰るときは、必ず保護者がいっしょにいてください。
- ② 使う前に、放課後キッズクラブの人とお話をすることあります。子どものことを教えてください。

10 利用区分を変えるとき

申し込んだ後に、利用区分を変えたいときは、利用変更届を出してください。

月の途中で利用区分を変えることはできません。利用変更届は、変えたい月の前の月の放課後キッズクラブが決めた日までに出てください。夏休み（7月と8月）は放課後キッズクラブが決めた日までに出てください。

利用区分を変えると、子どもの生活のリズムが変わります。大変なので、たくさん変えないでください。

<留守家庭児童等を証明する書類（紙）を出すとき>

- 途中で、わくわく【区分1】から、すくすく区分（ゆうやけ・ほしづら）【区分2A・B】に変えるときは、留守家庭児童等を証明する書類（P9、10を読んでください）を出してください。
- 一度すくすく（ゆうやけ・ほしづら）【区分2A・B】に登録していた人でも、わくわく【区分1】からすくすく（ゆうやけ・ほしづら）【区分2A・B】に変えるときは、留守家庭児童等を証明する書類（紙）（P9、10を読んでください）をもう一度出してください。
- すくすく【区分2A・B】の中で変えるとき（ゆうやけ【区分2A】 ⇄ ほしづら【区分2B】）は、留守家庭児童等を証明する書類（紙）は出しません。
- 仕事が変わったときは、留守家庭児童等を証明する書類を出してください。

放課後キッズクラブへの申し込みが終わったら、準備をしてください。

次のページから、利用方法（使いかた）が書いてあります。

よく読んで、放課後キッズクラブを安全に使ってください。

保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

発行 令和5年2月

せいしょうねんきょくほうかごじどういくせいか
横浜市こども青少年局放課後児童育成課